

市環第144号  
平成24年11月26日

飯山市国民健康保険運営協議会  
会長 岸田 勉 様

飯山市長 足立 正則

飯山市国民健康保険税の課税額について（諮問）

飯山市国民健康保険税の課税額の適切な税率等について、貴協議会のご意見をお聞きしたいので、飯山市国民健康保険条例第3条及び飯山市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

#### 記

##### 1 諮問の内容

- (1) 飯山市国民健康保険税額（総額）を1億円程度増額することについて
- (2) 国民健康保険税における「負担区分（応能・応益割合）」の見直しについて
- (3) 国民健康保険税における「資産割税率」の見直しについて
- (4) 増額分を「医療保険分」及び「後期支援分」へ配分することについて
- (5) 上記における見直し（改定）時期を、平成25年4月1日とすることについて

##### 2 貴協議会から答申をいただきたい時期について

平成25年1月末日まで

## 飯山市国民健康保険税率（額）に係る課題

- 1 飯山市国民健康保険税額（総額）を1億円程度増額することについて
  - (1) 1億円程度増額の場合、平成24年度当初調定額(465,246千円)と比較して約21.49%の増となります。
  - (2) 国民健康保険税額（調定額）は年々減少してきています。
  - (3) 保険給付費等の支出は年々増加しています。（一人当たり医療費も増加傾向にあります。）
  - (4) 税率等を据え置いた場合は、国保会計は平成26年度収支で赤字となる見込みです。
  - (5) 50,000千円増額の場合でも平成26年度収支は赤字となる見込みです。
  - (6) 150,000千円（32.24%）、200,000千円（42.99%）の増額については、負担が大きすぎると考えられます。
  
- 2 国民健康保険税における「負担区分（応能・応益割合）」の見直しについて
  - (1) 現在の応能割合63%（所得割及び資産割）については、県の指導監査等により是正を求められています。
  - (2) できる限り県の標準割合（応能割合50%）に近づけることとしたいと考えます。
  
- 3 国民健康保険税における「資産割税率」の見直しについて
  - (1) 現在の資産割税率（医療、後期、介護すべて加入で43.3%）については県内19市中で一番高い状況となっています。
  - (2) 被保険者（納税者）からは「固定資産税との二重課税」という声も聞かれます。
  - (3) 県内の平均程度（医療＋後期約20%、医療＋後期＋介護約25%）まで引き下げることを目途としたい。
  
- 4 増額分を「医療保険分」及び「後期支援分」へ配分することについて
  - (1) 介護納付金分については、平成18年度の見直し以降の収支は改善してきているため、今回の見直しについては医療分及び後期支援分（対象者は同じ）としたい。
  - (2) 改定後の税率（額）の比率は、「2（医療分）：1（後期分）」を目安としたい。  
平成20年度以降の比率と同様
  
- 5 上記における見直し（改定）時期を、平成25年4月1日とすることについて
  - (1) 医療分（後期分含む）の税率については平成12年度以降改定されていない状況です。
  - (2) 平成26年度から1億円の増額改定とすると、平成27年度においても改定（増額）する必要が考えられます。